⇒省令準耐火構造にする方法は・・・

※次の１～３のいづれかの住宅または工法です。

1．住宅金融支援機構の定める省令準耐火構造の仕様に基づき建設された枠組壁工法（２×４）住宅または木造軸組み工法住宅

2．省令準耐火構造として住宅金融支援機構が承認したプレハブ住宅

3．省令準耐火構造として住宅金融支援機構が承認した住宅または工法

省令準耐火構造の仕様について

平成 21 年に（独）住宅金融支援機構により、木造軸組工法の省令準耐火建築物の仕様が決められ、いずれの工務店でも省令準耐火構造の建築物を建てることができるようになりました。

※木造軸組み工法は、平成 19 年に（社）日本木造住宅産業協会が省令準耐火建築物の認定を取得し、会員のみが建築できるようになりました。
※木造枠組み工法については、昭和 57 年に省令簡易耐火構造として運用が開始され、省令準耐火構造に改名されています。

住宅金融支援機構の省令準耐火構造の仕様例（木造軸組み工法）

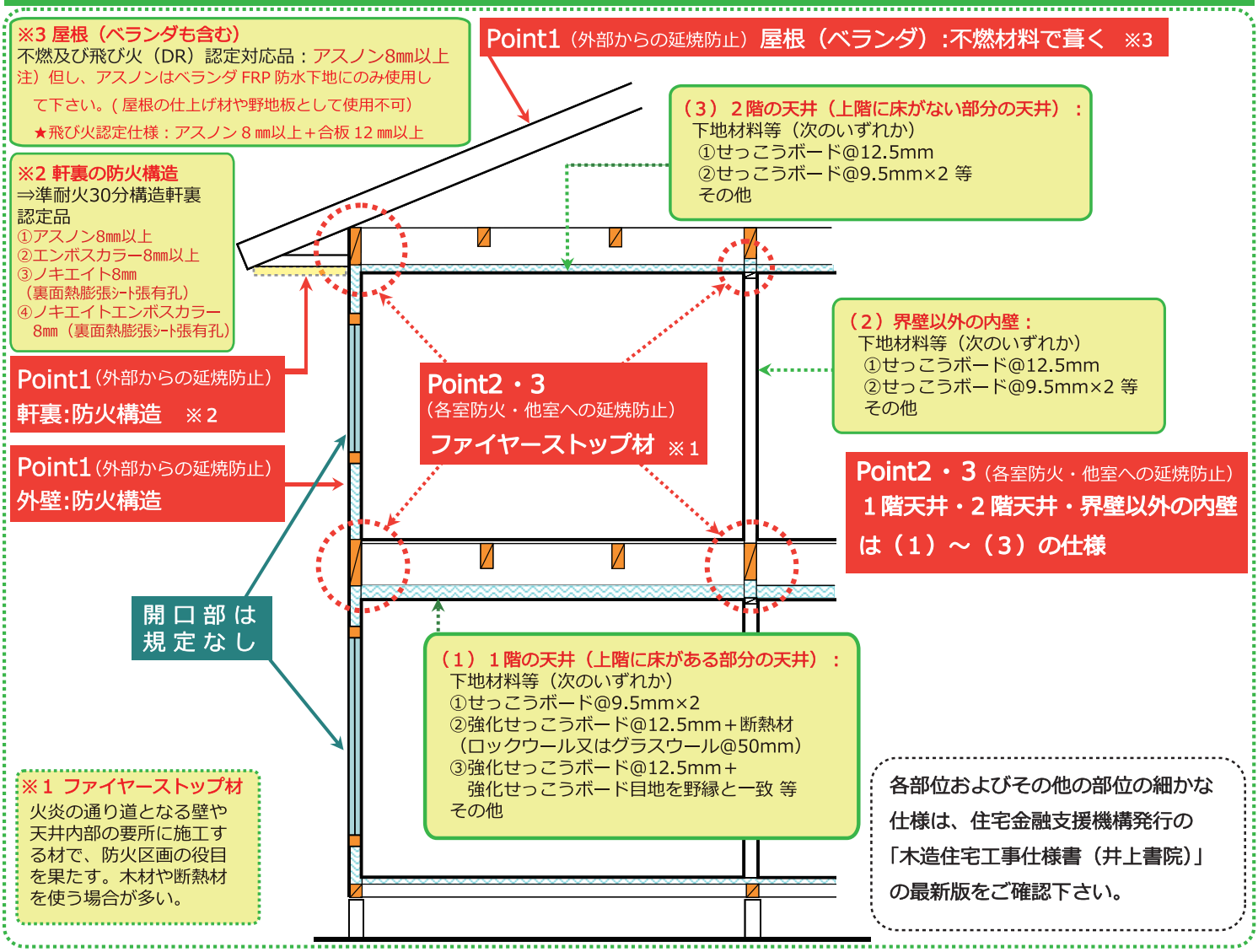

■火災保険料を決める構造３区分

平成 22 年に保険料を決める構造区分が変更され省令準耐火建築物が耐火建築物と同等の「Ｔ構造」となりました。

保険料	構造区分	該当する建物の種類
安い	M構造 耐火性：高	・**次の『共同住宅』**：コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、レンガ造建物、石造建物 ・耐火建築物の『共同住宅』
	T構造	・**次のいづれかに該当する建物**：コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、レンガ造建物、石造建物、鉄骨造建物（外壁は問わない） ・**耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建築物**
高い	H構造 耐火性：低	・**M構造およびT構造に該当しない建物** 木造建物。土蔵造建物、その他

※M：マンション、T：耐火、H：非耐火

エヌビーエル株式会社